

【お知らせ】

次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の 提案要求書の手交に関する説明会

次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求書の手交に関する説明会を次のとおり実施します。

令和8年10月15日

海上幕僚長 齋 藤 聡

記

1 提案要求書の手交目的

防衛省海上幕僚監部が、「次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機」の取得に向けた手続に当たり、企業に対し提案要領、評価要領、提案要求書の保全、提案書作成に当たっての各種条件等を提案要求書内に示し、それに対する提案を求めることを目的としています。

2 用語の定義

本募集における主な用語の定義は以下のとおり。

(1) 次期中等練習機

TC-90型航空機の後継機種であり、第202教育航空隊で実施している計器飛行（固定翼）課程及び専修科計器飛行操縦教官課程並びに固定翼多発（30トン未満）操縦講習を履修させるため、操縦士の効率的かつ効果的な教育及び養成が実施できる機体をいう。

(2) 地上教育器材

フル・フライト・シミュレータ、簡易型フライト・トレーニング・デバイス及び飛行解析端末をいう。

(3) 次期連絡機

LC-90型航空機の後継機種であり、硫黄島を含む海上自衛隊の航空基地・空港間において、人員・物資輸送が可能であることと、災害発生時には情報収集及び急患輸送並びに各種業務飛行が可能である機体をいう。

(4) 提案要求書

候補機種の性能、所要経費、後方支援体制その他の事項であって、企業等に対して提案書の提出を求める際に提示するものを記載した文書をいう。

3 調達の内容

次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機に加え、その運用・維持整備に必要な器材等の調達並びに調達した航空機及び器材の整備・補給の役務です。
なお、調達数量等は、「提案要求書」の中で示します。

4 参加企業の要件

提案要求書の手交に関する説明会に参加する企業は、以下の(1)及び(2)をいずれも満たす企業に限定します。

- (1) 防衛省が取扱い上の注意を要する文書等の開示について適当と認める企業
- (2) 企業の責任の下で、誠実に提案要求へ応じる意思があり、上記第3項を官が指定する時期に納入できる企業（他の企業と協力することは可能）

5 説明会申込要領等

提案要求書の手交に関する説明会への参加を希望する企業は、令和8年10月20日（火）15時（日本時間）までに、別紙第1に示す「提案意思表明書」、別紙第2に示す「提案要求書の保全に関する誓約書」、別紙第3に示す「提案要求書の手交に関する説明会参加申込書」及び「上記第4項の要件を確認できる書類（他の企業と協力して提案する場合は、体制図（様式適宜）を含めること。）」を下記第8項の受付担当者へ電子メールにより提出してください。

なお、提出に先立ち、その旨を同受付担当者に電話でご連絡ください。

6 説明会概要

(1) 期 日

令和8年10月21日（水）

(2) 場 所

防衛省（市ヶ谷）

(3) 内 容

提案書の手交要領等

(4) 参加人数

1社あたり最大3名

(5) その他

ア 時間及び場所の詳細は、申込後に別途連絡します。

イ 上記第4項の要件を満たすことが確認できた企業に対し、担当窓口からその旨を連絡し、説明会の際に提案要求書を手交します。

7 提案書の提出期限

令和8年11月30日（月）15時（日本時間）

8 受付窓口

住 所：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話番号：03-3268-3111 （内線）51629又は51784

メールアドレス：tsunodatwd@mso.dss.mod.go.jp

9 情報保全等

(1) 提案要求書の手交において知り得た情報について

ア 提案要求書には防衛省の定める保護すべき情報が含まれるため、その取り扱いには貴社が担当窓口に提出した「提案要求書の保全に関する誓約書」の規定に基づいて取り扱うものとします。

イ 提案要求書及び説明会等において知り得た情報を「提案要求書の保全に関する誓約書」第4項に基づき、本事業を共同して行う社に開示する必要がある場合は、開示先、開示理由、開示方法等を記載した書面（様式は別途お知らせします。）により申請し、担当官による事前の許可を必ず得てください。

(2) 提案書について

ア 提案書は、行政機関の保有する情報として扱い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、海上自衛隊が開示を制限した内容を除き、開示することを前提とします。

イ 提案書のうち、貴社が防衛省以外への開示制限を希望する情報については、提出時に具体的内容及び理由を明記（様式は別途お知らせします。）し、提出してください。なお、貴社が開示制限を希望する情報については、防衛省における本検討目的にのみ使用し、貴社の許可なく第三者へ開示することはありません。

10 その他

(1) 貴社が提出した提案書については、返却いたしません。

(2) 提案書作成等に要した費用は貴社の負担とします。

(3) 提案書を提出する前に辞退する旨を申し出る場合は、辞退書（様式適宜）を提出の上、提案要求書の案の返却及びデータの消去を行うものとします。

(4) 使用する日時は、日本時間（UTC+9）とします。

(5) 提案書において使用する言語は日本語とします。

なお、固有名詞、略語等については、アルファベット表記も可能とします。

- (6) 提案書内の文章は、提案内容を正しく理解するため、意味の通る文章としてください。意味の通らない文章であった場合、正しく評価出来ない場合があります。
- (7) 提案書を含む書類を提出する際は、それらが真正であることを確認するためデジタル署名又は公的社印による押印等の措置を講じてください。

提案意思表明書

防衛省海上幕僚監部装備計画部長 殿

当社は、次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求に応ずる意思を表明します。

企業情報

フリガナ			
企業名			
フリガナ			
代表者 職・氏名			
所在地	〒		
資本金	円	従業員数	名
主な 事業内容			
担当者	フリガナ		
	氏名		
	所属部署 (所在地)		
	電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		

提案要求書の保全に関する誓約書

当社は、提案要求書（電子計算機情報を含む。）及び当該文書によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19. 4. 27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等）（以下「当該文書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、当該文書等の保全を確実にを行い、万が一、提案要求書等の漏えいの事実があった場合には、取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により当該文書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、提案書の提出期限までに当該文書等の全てを防衛省海上幕僚監部装備計画部長（以下「海幕装備計画部長」という。）に返却します。また、受領した当該文書等（電子計算機情報）の全てを確実に消去します。
- 3 当社は、提案書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ当該文書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該会社に当該文書等を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により当該文書等が漏えいした場合であっても、当社は当該文書等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて当該文書等を供覧しません。
- 6 当社は、海幕装備計画部長に許可を得ることなく当該文書等の複製は行いません。

- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は当該文書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせ、又は近づけません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により当該文書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要性を認めたとき、当社は当該文書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、当該文書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに海幕装備計画部長へ報告します。

令和8年 月 日

防衛省海上幕僚監部装備計画部長 殿

企 業 名

所 在 地

代表者氏名

「次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の
提案要求書に関する説明会」参加申込書

令和 8 年 月 日

防衛省海上幕僚監部装備計画部長 殿

所在地

企業名

代表者名

印

当社は、次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求書に対する提案書の提出を目的とし、説明会への参加を申し込みます。

番号	所属・職名	氏名（ふりがな）